

令和8年度リーファー輸出混載サービス誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、農林水産物・食品等の輸出を増大させるため、阪神港におけるリーファー輸出混載サービスの定着・拡充を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

令和8年度に阪神港において、定期的にリーファー輸出混載サービスを展開する以下の事業を対象とします。

- (i) 新たに阪神港でリーファー輸出混載サービスを開始する事業（令和8年度新規事業）
- (ii) 令和5年度以降に当事業の委託を受け、令和8年度も継続される事業（継続事業）

また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容で事業の委託はできません。

(2) 委託対象者

リーファー輸出混載サービスを提供する事業者※

※ 船社と直接輸送契約を行う NVOCC（マスターローダー）を対象とします。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で業務内容及び業務委託料を協議し、決定します。

(i) 令和8年度新規事業

- ・ 支援単価：90,000 円/unit
- ・ 最低輸送貨物量：対象期間内に 1unit 以上
- ・ 対象期間：事業承認日から令和9年2月26日まで

(ii) 継続事業

- ・ 支援単価：90,000 円/unit
最初のコンテナヤード搬入日から1年を経過する日の前日までは100%、1年を経過した日から80% (72,000 円)、2年を経過した日から60% (54,000 円) に減額
- ・ 最低輸送貨物量：過年度における輸送実績のうち最も高い年度の実績以上の輸送量であって、かつ5unit 以上
- ・ 対象期間：最初のコンテナヤード搬入日から3か年を満了する日まで

※適用上の注意

- ・ unit の定義：コンテナサイズを問わず、コンテナ 1 本を 1 unit とします。
- ・ 業務委託料の上限は 1 事業あたり 2,000,000 円、1 事業者につき 5 事業とします。
- ・ ただし、対象期間における実績が本要領に定める最低輸送貨物量を下回る場合、業務委託契約の解除の有無にかかわらず、業務委託料の支払いはできません。

(4) 提出書類

【応募時】

- ① 事業計画提案書（様式 1-⑩リーファー輸出混載）
- ② 提案事業者の会社概要（様式 2 共通）
- ③ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

【委託契約期間中】

- ① 対象サービスの実績を確認できる資料
- ② サービス提供毎のマスターBL 及びハウス BL の写し
- ③ その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

【委託契約終了時】

- ① 事業実績報告書（様式 3-⑩リーファー輸出混載）
※対象期間における実績が本要領に定める数量を下回る場合も、事業実績報告書を提出してください。
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通 8 丁目 1 番 6 号 神戸国際会館 20 階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp